

産 保 第 7 7 号
令和 8 年 4 月 1 6 日

公益社団法人千葉県LPガス協会会長 様

千葉県防災危機管理部産業保安課長
(公 印 省 略)

高圧ガス保安法における容器と異なる耐圧試験圧力の附属品の装置に係る
注意喚起について (通知)

本県の高圧ガス保安行政の推進につきましては、日頃から御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、この度、経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ高圧ガス保安室長から、耐圧試験圧力が 2.9MPa のフォークリフト用のLPガス充填容器において、耐圧試験圧力が 2.9MPa の容器用の安全弁 ($2.9\text{MPa} \times 0.8 = 2.32\text{MPa}$ で作動する安全弁) を装置する必要があるところ、耐圧試験圧力が 3.0MPa の容器用の安全弁 ($3.0\text{MPa} \times 0.8 = 2.40\text{MPa}$ で作動する安全弁) が装置されていたと複数の容器所有者から情報が寄せられたとの情報提供及び注意喚起がありました。

容器保安規則 (以下、容器則) において、「安全弁は、当該安全弁が装置される容器の通常の使用範囲を超えた圧力又は温度に対応して適切に作動するものであること」(容器則第 17 条第 1 項第 7 号)、容器保安規則の機能性基準の運用について (以下、容器則例示基準) において「当該安全弁の装置される容器に充填される高圧ガスの種類に応じた耐圧試験圧力の十分の八以下の圧力を加えた場合、作動するものであること」等と規定されています (容器則例示基準別添 10 第 9 条第 4 項第 1 号等)。

高圧ガス容器と附属品の組み合わせが適切ではない場合、容器内の圧力が上昇した際に適切な圧力範囲で安全弁が作動しないこと等により、危険な状況となるおそれがありますので、今後、同様な事案の再発を防止するため、適切な容器と附属品の組み合わせであることを確認すること及びその管理体制を確認することについて、貴協会員に対して注意喚起して下さるようお願いいたします。

担 当

防災危機管理部 産業保安課
保安対策室

TEL : 043-223-2736 FAX : 043-227-3548

高圧ガス保安法関係法令抜粋

高圧ガス保安法

(附属品検査)

第四十九条のニバルブその他の容器の附属品で経済産業省令で定めるもの（第五十九条の九を除き、以下単に「附属品」という。）の製造又は輸入をした者は、経済産業大臣、協会又は指定容器検査機関が経済産業省令で定める方法により行う附属品検査を受け、これに合格したもものとして次条第一項の刻印がされているものでなければ、当該附属品を譲渡し、又は引き渡してはならない。ただし、次に掲げる附属品については、この限りでない。

- 一 第四十九条の五第一項の登録を受けて附属品の製造の事業を行う者（以下「登録附属品製造業者」という。）が製造した附属品（経済産業省令で定めるものを除く。）であつて、第四十九条の二十五第三項の刻印がされているもの
- 二 第四十九条の三十一第一項の登録を受けて外国において本邦に輸出される附属品の製造の事業を行う者（以下「外国登録附属品製造業者」という。）が製造した附属品（前号の経済産業省令で定めるものを除く。）であつて、第四十九条の三十三第二項において準用する第四十九条の二十五第三項の刻印がされているもの
- 三 輸出その他の経済産業省令で定める用途に供する附属品
- 四 高圧ガスを充てんして輸入された容器であつて、高圧ガスを充てんしてあるものに装置されている附属品

<中略>

4 第一項の附属品検査においては、その附属品が経済産業省令で定める高圧ガスの種類及び圧力の大きさ別の附属品の規格に適合するときは、これを合格とする。

容器保安規則

(附属品検査における附属品の規格)

第十七条法第四十九条の二第四項の経済産業省令で定める高圧ガスの種類及び圧力の大きさ別の附属品の規格は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 附属品は、使用圧力及び使用温度に応じた強度を有するものであること。
- 二 附属品は、使用上有害な欠陥のないものであること。
- 三 附属品は、その使用環境上想定し得る外的負荷に耐えるものであること。
- 四 附属品に使用する材料は、使用する高圧ガスの種類、使用圧力、使用温度及び使用される環境に応じた適切なものであること。
- 五 附属品は、使用圧力に応じた気密性を有するものであること。
- 六 バルブ及び逆止弁は、確実に作動するものであること。
- 七 安全弁は、当該安全弁が装置される容器の通常の使用範囲を超えた圧力又は温度に対応して適切に作動するものであること。
- 八 緊急しや断装置は、適切な温度において直ちに自動的に作動するものであること。

容器保安規則の機能性基準の運用について

別添 10 附属品の技術基準の解釈

この附属品の技術基準の解釈は、容器保安規則に定める技術的要件を満たすべき技術的内容をできる限り具体的に示したものである。なお、当該規則に定める技術的要件を満たすべき技術的内容はこの解釈に限定されるものではなく、当該規則に照らして十分な保安水準の確保ができる技術的根拠があれば、当該規則に適合するものと判断するものである。

<中略>

(組試験における性能試験)

第 9 条附属品は、バルブ及び安全弁にあっては同一の附属品製造所において同一の年月日に同一のチャージから製造された附属品であって大きさ及び形状が同一であるものを一組とし、その組から任意に採取した一定の数(次の表に掲げる 1 組を形成する数に応じて、それぞれ同表に定める採取数)の附属品について、緊急しや断装置にあっては附属品ごとに、次の各号に掲げる試験(以下総称して「性能試験」という。)を行い、これに合格しなければならない。

4 第 1 項第 3 号の安全弁作動試験は、次の各号に定めるところに従って行うものとする。

- (1) 試験は、ばね式安全弁又は破裂板式安全弁にあっては、当該安全弁が装置される容器に充てんされる高圧ガスの種類に応じた耐圧試験圧力の 8/10 (圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及びプラスチックライナー製一般複合容器に装置される附属品にあっては耐圧試験圧力) 以下の圧力、溶栓式安全弁にあっては、当該安全弁が装置される容器に充てんされる高圧ガスの種類に応じた耐圧試験圧力の 8/10 (圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及びプラスチックライナー製一般複合容器に装置される附属品にあっては耐圧試験圧力) となる温度 (FC 容器に装置する安全弁にあっては 60°C) 以下の温度を加えることにより行うものとする。ただし、液化水素運送自動車用高圧安全弁にあっては気密試験圧力以上最高充てん圧力の数値の 1.3 倍以下の圧力、低圧安全弁にあっては当該安全弁を装置する容器に充てんすべき液化水素の体積が容器の内容積の 98%となる圧力の数値の 5/7 倍の圧力以上当該液化水素の体積が容器の内容積の 98%となる圧力以下の圧力を加えることにより行うものとする。